

7月は障害基礎年金の現況届提出月です

対象者

- 20歳前に初診日のある障害により年金を受けている人
(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例:年金コード「6350」
- 旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人
(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例:年金コード「2650」

○対象者には、年金裁定センターから7月上旬に「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し、7月末日までに下記担当へ提出してください。

○なお、現況届に併せて診断書を提出しなければならない場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。

○上記の年金を受け始めてから1年以内の人、年金が全額支給停止となっている人は、現況届を提出する必要がありませんので現況届は送付されません。

○ご自分で記入できないため、親族等代理の人が記入される場合は、受給権者の欄や加給年金額対象者の欄をもれなく記入し、「代理人書名欄」に代筆者の氏名・住所を記入してください。

※住民基本台帳ネットワークにより現況が確認された人についても「所得状況届」が送付されますので、同様に提出が必要です。

国民年金保険料の一部免除が承認された人へ

※一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料の残りの保険料を納めないと未納期間になります！

国民年金保険料の一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)が承認された人には、後日、4分の3、半額、4分の1の保険料額の納付書が送付されますので、忘れずに納付してください。

この一部保険料を納めない場合は、未納期間となり、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や障害や死亡に対する年金(障害基礎年金、遺族基礎年金)を受け取ることが出来ない場合があります。

一部納付期間(一部免除期間)や全額免除期間は老齢基礎年金の額を計算する場合、定額納付された分と比べて少ない金額で計算されます。

国民年金には、追納という制度があり、10年以内の期間に限り、免除を受けた期間の保険料の全部又は一部について納めることができます。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に反映させることができます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつきますので、お早めに追納されることをお勧めします。

◎平成22年度分(平成22年7月～平成23年6月)の免除申請受付は平成23年7月末日までです。
まだ申請がお済みでない人は、早めに手続きをお願いします。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線 752)

みなさんにぜひ受けてもらいたい 特定健診

～健康は自分への そして家族への贈り物～



◆健康だと自分で思っている、知らないうちに病気の芽が出ているかもしれません。もしも病気になって長期療養をしなければならなくなったら、あなた自身だけでなく家族も大変です。

健診を受けて自分の健康状態の将来予想をしてみませんか？

重症になる前に、健診で病気の芽を摘みましょう！

まだ間に合います！

5月16日(月)～6月10日(金)まで行われたセット健診、選択健診を受けることができなかった人、まだ健診の申し込みをしていない人は、町立病院健診、医療機関健診で健診を受けることができます。

◎今後の健診予定

健診名	実施場所	受けることができる健診内容	実施期間
町立病院健診	和水町立病院	特定健診・肺がん検診(胸部レントゲン) 喀痰検査・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診	8月末まで
医療機関健診	和水クリニック 森の里クリニック	特定健診・肝炎ウイルス検診	8月末まで

まずはご連絡ください!!

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線 752)